

福岡市水源林ボランティア活動助成金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、福岡市水源林ボランティア（以下「水源林ボランティア」という。）が実施する水源林保全活動等に対して交付する助成金（以下「助成金」という。）に関し、必要な事項を定める。

（目的）

第2条 助成金は、水源林ボランティアの活動を支援することにより、市民との共働による水源林保全活動等の活性化を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第3条 「水源林ボランティア」とは、福岡市水道局が実施した水源林ボランティア育成講習等の受講者で、福岡市水道事業管理者（以下「管理者」という。）が認定した者をいう。

2 「水源林保全活動等」とは、以下のものをいう。

- (1) 本市関連の水源林内における伐竹・下草刈り・間伐・枝打ち・植樹等の育林活動
- (2) 水源地域住民との交流活動
- (3) 水や水源林及び水源林保全活動の大切さを市民へ広報する活動
- (4) その他、管理者と協議し水源林内において実施する活動

（助成対象者）

第4条 助成金の交付対象者は、水源林ボランティアによって構成する、1回の活動に5人以上で参加することができるグループとする。

2 助成金の交付対象者は公募とし、前項の条件を満たすグループとする。

（対象活動）

第5条 助成金の交付の対象となる活動（以下「助成対象活動」という。）は、事前に管理者と協議し作成した活動計画によって実施される水源林保全活動等とする。ただし、当該活動について、他の助成を受ける場合は、助成対象活動から除く。

2 前項の規定により協議を実施しようとするグループは、助成金事前協議書（様式第1号）を管理者に提出しなければならない。

（助成金）

第6条 助成金の額は、水源林ボランティアが水源林保全活動等を行う際の交通費及びボランティア傷害保険料に相当する費用として、助成対象活動への参加1人1日につき、1,050円とする。

（交付申請）

第7条 助成金の交付を受ける場合は、管理者に対し、助成金交付申請書（様式第2号）を提出しなければならない。

(交付決定等)

第8条 管理者は、助成金交付の申請があった場合は、当該申請書を審査の上、速やかに交付の決定をするものとする。

2 管理者は、前項の場合において必要があるときは、助成金交付の申請に係る事項につき修正を加えて助成金交付の決定をすることができる。

3 管理者は、助成金交付の決定をした場合は、助成金交付決定通知書（様式第3号）により申請をしたグループ（以下「申請グループ」という。）に通知するものとする。

4 管理者は、第1項において助成金を交付することが不適当であると認めたときは、速やかに申請グループに対しその旨を通知しなければならない。

5 第1項の規定による交付決定を受けたグループ（以下「助成グループ」という。）は、交付決定の内容等に不服があり、当該助成金交付の申請を取り下げようとする場合は、交付決定の通知を受けた日から起算して14日以内に、助成金交付申請取下書（様式第4号）を、管理者に提出しなければならない。

(活動の変更)

第9条 助成グループは、交付決定を受けた助成活動の内容を変更しようとするときは、あらかじめ助成活動変更承認申請書（様式第5号）を管理者に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、天候やその他諸条件により、やむを得ず、事前に変更承認を受けられない場合は、管理者に連絡、協議のうえ、変更した活動内容を管理者に報告しなければならない。

(活動の中止又は廃止)

第10条 助成グループは、助成活動を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ助成活動中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

(部分完了払)

第11条 助成グループは、実施済みの活動の実績の範囲内で、助成金の一部の支払いを請求することができる。（この請求による支払いを「部分完了払」という。）

2 助成グループは、部分完了払を受けようとするときは、部分完了払請求書（様式第7号）を管理者に提出しなければならない。

3 管理者は、部分完了払請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、助成金の一部を交付するものとする。

4 第9条に規定する変更を行った活動については、第1項の規定に基づき、部分完了払の申請を行うことができる。ただし、第8条第3項に規定する交付決定額を超えて助成金交付を申請することはできない。

(実績報告)

第12条 助成グループは、完了後60日以内又は当該年度の3月31日までのいずれか早い日までに、助成活動実績報告書（様式第8号）を管理者に提出しなければならない。

2 第9条に規定する変更を行った活動については、第1項の規定に基づき、実績報告を行うことができる。ただし、第8条第3項に規定する交付決定額を超えて報告することはできない。

(助成金の額の確定等)

第 1 3 条 管理者は、前条の規定による報告があった場合は、当該報告書を審査し、助成活動の成果が助成金の交付決定の内容等に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金確定通知書（様式第 9 号）により助成グループに通知するものとする。

(書類の整備)

第 1 4 条 助成グループは、この活動に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整えとともに、当該収入及び支出についての証拠書類を補助活動終了の翌年度から起算して 5 年間整備保存しなければならない。

(その他)

第 1 5 条 助成金の交付にあたっては、この要綱に定めるもののほか福岡市補助金交付規則（昭和 44 年福岡市規則第 35 号）の規定を準用する。

第 1 6 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附則

(施行)

この要綱は、平成 2 0 年 4 月 2 5 日から施行する。

この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(期間)

この要綱は、平成 2 9 年 3 月 3 1 日をもって廃止する。

この要綱は、平成 3 3 年 3 月 3 1 日をもって廃止する。

この要綱は、令和 7 年 3 月 3 1 日をもって廃止する。

この要綱は、令和 1 1 年 3 月 3 1 日をもって廃止する。